

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年1月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100663号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100153号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年6月1日から平成28年7月29日に訂正し、同年7月から同年11月までの標準報酬月額を15万円、同年12月から平成29年5月までの標準報酬月額を17万円、同年6月の標準報酬月額を19万円、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を20万円、同年9月から平成30年3月まで及び同年5月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成28年7月29日から平成30年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月29日から平成30年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年7月29日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年7月から平成29年8月までの標準報酬月額については、22万円とする。

平成28年7月29日から平成29年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額(平成28年7月から同年11月までは15万円、同年12月から平成29年5月までは17万円、同年6月は19万円、同年7月及び同年8月は20万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成28年12月27日、平成29年6月29日及び同年12月28日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成28年12月27日、平成29年6月29日及び同年12月28日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月27日、平成29年6月29日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 7 月 29 日から平成 30 年 6 月 1 日まで
② 平成 28 年 12 月 27 日
③ 平成 29 年 6 月 29 日
④ 平成 29 年 12 月 28 日

A社に平成 27 年 3 月 23 日に入社し、令和元年 7 月 31 日に退職しており、同社では、転籍や所属が変わることなく継続して勤務していたが、請求期間①の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。また、請求期間②、③及び④において賞与の記録がないので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者から提出されたA社における給与明細書（以下「給与明細書」という。）、事業主の回答及び事業主から提出された請求者に係る賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）並びに金融機関から提出された取引明細書（以下「取引明細書」という。）により、請求者は請求期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記給与明細書、賃金台帳及び取引明細書並びに日本年金機構の回答から判断すると、請求者のA社における請求期間①に係る事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額、又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額は 22 万円であることが認められるところ、請求期間①のうち、平成 28 年 7 月 29 日から平成 30 年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、当該給与明細書及び賃金台帳により、平成 28 年 7 月から同年 11 月までは 15 万円、同年 12 月から平成 29 年 5 月までは 17 万円、同年 6 月は 19 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 20 万円、同年 9 月から平成 30 年 3 月まで及び同年 5 月は 19 万円のそれぞれの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成 28 年 7 月 29 日から平成 30 年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書

及び貸金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 28 年 7 月から同年 11 月までは 15 万円、同年 12 月から平成 29 年 5 月までは 17 万円、同年 6 月は 19 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 20 万円、同年 9 月から平成 30 年 3 月まで及び同年 5 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の A 社に係る資格取得年月日を平成 28 年 7 月 29 日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 7 月 14 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 7 月 29 日から平成 30 年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録により、請求者の請求期間①における標準報酬月額は、平成 28 年 7 月 29 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間は 20 万円として、既に厚生年金保険法第 75 条本文該当記録となっていることが確認できるが、給与明細書、貸金台帳及び日本年金機構の回答により、平成 28 年 7 月 29 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間における本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は 22 万円であると認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成 28 年 7 月 29 日から平成 29 年 9 月 1 日までの標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額（平成 28 年 7 月から同年 11 月までは 15 万円、同年 12 月から平成 29 年 5 月までは 17 万円、同年 6 月は 19 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 20 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②、③及び④について、給与明細書、貸金台帳及び取引明細書により、請求者は、A 社から当該期間に賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の請求期間②、③及び④に係る標準賞与額については、給与明細書により確認できる賞与支給額から、請求期間②、③及び④は 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 12 月 27 日、平成 29 年 6 月 29 日及び同年 12 月 28 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平

成 28 年 12 月 27 日、平成 29 年 6 月 29 日及び同年 12 月 28 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間①のうち、平成 30 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、請求者は給与明細書を保有しておらず、賃金台帳においても当該期間の給与に係る記載がないところ、請求者の陳述、事業主の回答及び陳述並びに取引明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないことから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。